

【令和8年度】

○●○● 福祉医療費助成制度について ●○●○

この制度は福祉的配慮を必要とする方々に医療を受けやすい環境を提供することを目的として、兵庫県が制度設計し町が条例などにに基づき運営しています。

具体的には、医療機関などを受診した際の医療費を医療保険が負担し、残りの個人負担分の一部を福祉医療で助成しています。

高齢期移行、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭等の6つの事業があり、それぞれに資格の認定要件があります。

○●○● 福祉医療費受給者証について ●○●○

- ☆ 受給者証の裏面に注意事項を記入していますので、必ずご確認ください。
- ☆ 助成の対象となる医療費は、保険適用となる医療費です。
- ☆ 受給者証は兵庫県内の医療機関などで使用できます。（県外では使用不可）
- ☆ 受給者証は「健康保険資格確認書」または「マイナ保険証」と一緒に窓口へ提示してください。
- ☆ 加入の医療保険を変更された場合は、役場へ変更届を提出してください。
- ☆ 医療費が高額になることが見込まれる場合で、健康保険資格確認書をご利用の方は、ご加入の医療保険に「限度額適用認定証」の交付を申請の上、医療機関の窓口で提示してください。

★ これまで、他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病など）の受給者証をお持ちの場合、福祉医療の受給者証を利用することができませんでした。令和8年7月からは、県内の医療機関で他の公費負担医療制度とあわせて福祉医療制度を利用できるようになります。窓口では、必ず両方の受給者証を提示してください。（県外では福祉医療制度が利用できません）
なお、精神通院医療の助成が受けられる場合についてもあわせて利用できるようになりますが、精神入院医療は従来通り助成の対象となりません。

○●○● 償還払いについて ●○●○

県外の医療機関を受診するなどして、支払合計が負担限度額を超えた場合は申請いただくことにより差額をお返しします。次のものをお持ちください。

- ☆ 領収書（原本）
- ☆ 福祉医療費受給者証
- ☆ 他の公費負担医療制度の受給者証（お持ちの方のみ）
- ☆ 振込口座の分かるもの
- ☆ 資格情報のお知らせまたは健康保険資格確認書
- ☆ 申請者のご本人確認書類
- ☆ 高額療養費などの支給がある場合は支払通知書

【お問い合わせ先 香美町健康課 電話：0796-36-1114】

【乳幼児等・こども医療】

○●○● ご確認ください ●○●○

- ☆ 乳幼児等医療は「0歳から小学3年生までの子ども」が対象です。
- ☆ こども医療費は「小学4年生から高校3年生世代までの子ども」が対象です。
(県の制度は中学生まで対象ですが、町では高校生世代まで拡大しています。)
- ☆ 乳幼児等からこどもへ制度が変わる時には申請が必要となります。小学3年生の保護者宛に2月頃ご案内をしますので、申請手続きを行ってください。
- ☆ 中学3年生から高校1年生になる時には受給者証が変わりますが、制度の変更ではないため申請手続きはありません。4月から使用する受給者証を3月中に郵送します。
- ☆ 受給者証の有効期限が1歳の誕生日を迎える月末までとなっている方には、翌月から使用する受給者証を期限内に郵送します。
- ★ 学校管理下でケガをされ、学校で加入されている日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合、受給者証は使えません。

○●○● 窓口負担額について ●○●○

県の制度では、一部負担金をお支払いいただくことになっていますが、町独自の少子化対策・子育て支援の一環として、医療費は外来・入院ともに無料としています。

○●○● 所得の申告について ●○●○

福祉医療制度は、毎年7月1日を基準日として前年の所得などをもとに判定し、該当する受給者証を作成します。

乳幼児等およびこども医療については、扶養義務者の所得制限を撤廃していますが、所得の確認を行って、該当する受給者証を作成しています。

所得が申告されていない場合、確認することができませんので、受給者証の交付もできません。所得の有無にかかわらず、毎年必ず申告してください。